平成２２年（フ）第５７２号
静岡県浜松市東区笠井町313番地の１、前住所東京都杉並区清水１丁目29番６号
債務者　嶋田　　勉
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第４３号
三重県尾鷲市須賀利町309番地38
破産者　被相続人石森惣次相続財産
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第３３号
山口県萩市大字土原298番地13
破産者　坂本　和巳
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第４９８号
埼玉県桶川市大字五丁台30番４号
破産者　有限会社ジェイナック
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４８号
静岡市清水区八千代町４番34号、商業登記記録上の本店所在地静岡市清水区松井町９番７号
破産者　西澤工業有限会社
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６８６号
長崎県長崎市大井手町21番地
破産者　光金網産業株式会社
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
仙台市宮城野区鶴巻２丁目３番29号
破産者　有限会社フォレスト企画
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８６０号
宮城県黒川郡富谷町成田４丁目28番地６
破産者　オーク・フォレスト・ホームズ株式会社
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９２３号
仙台市青葉区国分町２丁目２番５号
破産者　株式会社テクノサイエンス
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１４２号
福島県郡山市鶴見坦１丁目６番34号
破産者　株式会社環境計画
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第４４号
群馬県沼田市東原新町1897番地の３
破産者　藏品建設株式会社
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第６８号
千葉県銚子市松岸町３丁目399番地の２
破産者　新栄土地建物株式会社
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成１８年（フ）第２６１３号
横浜市中区山下町273番地甘糟山下町ビル４階
破産者　東立通信工業株式会社
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４７９号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目３番１号
破産者　株式会社アドヴァンス
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９０３号
横浜市旭区善部町28番地４マルニビル１階
破産者　株式会社クレッセント
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７号
新潟県三条市嘉坪川１丁目８番２―２号コーポ・モア２号室、前住所新潟県三条市北入蔵２丁目19番16―５号
破産者　山和商会こと　和栗　一美
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第３５２号
金沢市御供田町ハ46番地
破産者　有限会社坂根ダクト工業
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２６６号
静岡市清水区下野緑町５番27号
破産者　ミリオン工業株式会社
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６８５号
名古屋市中村区烏森町３丁目56番地の１
破産者　太陽警備保障株式会社
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８０４号
名古屋市中川区西中島２丁目401番地
破産者　大幸塗装工業有限会社
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８１３号
名古屋市西区歌里町110番地
破産者　株式会社悠膳
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部